

法人税 国税 ・ 地方法人税 国税

法人税は、法人の所得金額に対してかかる税金で、法人の各事業年度の所得金額に税率を乗じて、税額を計算します。

なお、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から地方法人税が課されます。

1 納める方は

株式会社、有限会社、協同組合などの法人（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含む。）

2 納める額は

●法人税

所得金額×税率－税額控除額

区 分				税 率		
				平28.4.1から 平30.3.31までの間 に開始する事業年度	平30.4.1から 平31.3.31までの間 に開始する事業年度	平31.4.1以降に 開始する事業年度
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分	下記以外の法人	15%	同左	同左
			適用除外事業者 ^(注)	—	—	19%
		年800万円超の部分		23.4%	23.2%	同左
	中小法人以外の法人			23.4%	23.2%	同左
公益法人等	・公益社団(財団)法人 ・非営利型法人 ・公益法人等とみなされているもの	年800万円以下の部分		15%	同左	同左
		年800万円超の部分		23.4%	23.2%	同左
		年800万円以下の部分		15%	同左	同左
	上記以外の公益法人等	年800万円超の部分		19%	同左	同左
協同組合等		年800万円以下の部分		15%【16%】	同左	同左
		年800万円超の部分		19%【20%】	同左	同左
		特定の協同組合等の年10億円超の部分		22%	同左	同左
人格のない社団等		年800万円以下の部分		15%	同左	同左
		年800万円超の部分		23.4%	23.2%	同左
特定医療法人		年800万円以下の部分	下記以外の法人	15%【16%】	同左	同左
			適用除外事業者 ^(注)	—	—	19%【20%】
		年800万円超の部分		19%【20%】	同左	同左

【 】は、協同組合又は特定医療法人が連結親法人である場合の税率を表します。(ただし、令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限ります。)
(注)適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいいます。

- 所得金額
各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額
- 税額控除
所得税額の控除・外国税額の控除等

●地方法人税

課税標準法人税額×10.3%^(注)－税額控除

(注)令和元年9月30日以前に開始した事業年度については、4.4%

- 課税事業年度
平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用
- 課税標準法人税額
地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額(所得税額や外国税額の控除前の法人税額)とされています。
- 税額控除
外国税額の控除

3 申告と納税は

■ 確定申告

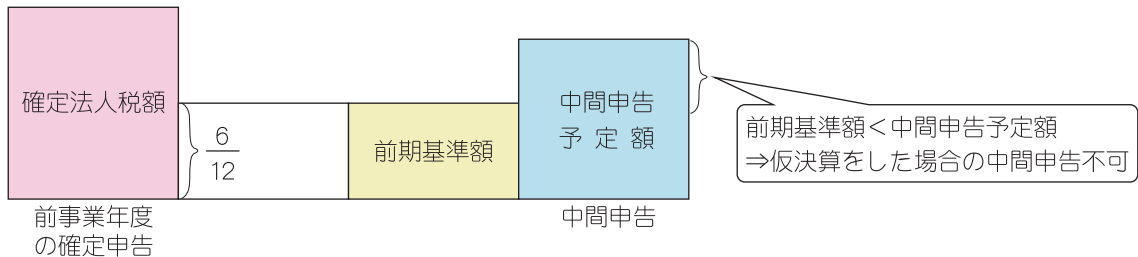
法人等は原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に確定申告し、納めます。

■ 中間申告

事業年度が6か月を超える法人は、事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間申告をして納めます。

中間申告には、前年度実績による予定申告と、6か月間の仮決算による中間申告との2通りがあり、そのいずれかを選択できます。

ただし、仮決算をした場合の中間申告予定額が、前年度実績による前期基準額を超える場合には、仮決算による中間申告をすることはできません。



※前期基準額が10万円以下の場合には、中間申告（予定申告）の必要はありません。

※中間申告書が期限までに提出されなかったときは、前年度実績による予定申告があったものとみなされます。

県民税利子割

県税

金融機関などから支払を受ける預貯金の利子、特定公社債以外の公社債の利子、公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配などに対して、県税として課税されます。

※平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等(国債など)の利子等については、利子割の課税対象から除外となり、配当割の課税対象となりました。

1 納める方は

県内の金融機関などから利子などの支払を受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

※法人にかかる利子割については平成28年1月1日以後廃止されました。

2 納める額は

支払を受けるべき利子等の額 × 5%

(注)この他に、所得税等が15.315%かかります。

3 申告と納税は

金融機関などが利子等の支払の際に特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

●課税されない場合(非課税)は

次の場合には、県民税利子割は課税されません。

①遺族基礎年金を受ける妻、寡婦年金を受ける妻、身体障がい者等一定の方

・少額預金非課税制度(マル優) 350万円(非課税限度額)

・少額公債非課税制度(特別マル優) 350万円(非課税限度額)

②勤労者が行う財産形成貯蓄

・財産形成住宅貯蓄 }
・財産形成年金貯蓄 } 合わせて550万円(非課税限度額)

③所得税法等において非課税とされる利子等

●市町への交付

県民税利子割の収入額の59.4%は、県内の市町に交付されます。